

本県では2021年2月、「栃木県文化財保存活用大綱」が定められた。文化財保護法の改正で各都道府県は大綱を、それを受けた各市町村は地域計画をそれぞれ策定すること、とされたためである。

この法改正の目的は、過疎化や少子高齢化が進む中で、社会に広く存在する多様な文化財を、地域社会総がかりで保存・活用する体制を構築することにある。

これまでは国や地方公共団体による指定文化財を中心に、文化財保護行政が展開されてきた。しかし今回の法改正を受け、

また文化財の取り扱いに関する県や市町村による裁量の幅が広がり、法改正には積極的な意義が見いだされる。

ただし、これと軌を一にして、20年に文化観光推進法が施行された。この法律は、文化の振興を観光の振興と地域の活性化につなげ、経済効果

懸念されている。

社会の変化が進行する中で、文化財に対しても、さまざまな考え方や思いが交錯する。そうした現状にあつて、本県はどのような方針を示しているのだろうか。

本県の大綱の特徴は、未指定文化財の保存と活用に取り

みにも言及されている。しかし本県は、そうした知名度の高い文化財にのみ傾注するのではなく、無名の文化財も含めて、多様な文化財を大切に切り扱う姿勢を示している。

も、地道な調査・研究も、経済効果に直結するものではない。しかし、それこそが大切である、と大綱は述べており、本県の文化財への向き合い方を示していると理解できよう。

## 成熟した文化財観 育もう

を生み出すことを目的としている。

地域の文化財を観光資源として活用することについては、それを歓迎する向きもある一方、観光客呼び込めるかどうか、経済効果が期待されるかどうかのみで、文化財の価値が判断される危険性も

組む意志が明確に読み取れることである。大綱では「未指定」の単語が14回使用され、未指定文化財の把握と保護に努めようとする意欲が、大綱全体から伝わる。

もちろん、世界遺産「日光の社寺」の保存と管理など、著名な指定文化財への取り組み

行うべき取り組みの筆頭に挙げている点である。「調査・研究の成果は教育、広報、観光などをはじめとする、文化財の活用に係るあらゆる場面の基礎になるものである」と

明記し、調査・研究の重要性を県民に示している。

未指定文化財への取り組み

教授、とちぎ史料ネット代表



財も保存・活用の対象となった。

未指定文化財も保存・活用

（宇都宮大共同教育学部准

教授、とちぎ史料ネット代表

未指定文化財への取り組み